

令和2年9月15日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
国立職業リハビリテーションセンター
管 理 課

オープンカウンタ公告

オープンカウンタ番号	件 名	締 切
020915-001	事務用消耗品（シャチハタXスタンパー ほか）の購入	10月1日 午後3時
020915-002	訓練用機器（プロジェクタースクリーン ほか）の購入	10月1日 午後3時
020915-003	訓練用什器（オフィスチェア ほか）の購入	10月1日 午後3時
020915-004	図書（現場で使えるRuby on Rails5速習実践ガイド ほか）の購入	10月1日 午後3時

1. 仕様書の交付方法等

(1) メールまたはFAXでの交付

下記9. 問い合わせ先あてFAXにて交付を要求すること。

FAX記載事項：①オープンカウンタ番号・調達件名

②会社名・部署名 ③担当者名

④電話番号

⑤仕様書送付を希望するメールアドレスまたはFAX番号

(2) 書面での交付

下記住所まで仕様書を直接取りにくること。

仕様書交付場所：埼玉県所沢市並木4-2

国立職業リハビリテーションセンター3階 管理課

※公告開始日から見積書提出締切時間までの期間であって、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後4時までの間に交付する。

2. オープンカウンタ方式の競争参加資格

オープンカウンタ方式に参加し、見積書を提出できるものは、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 見積書提出期限の日現在において、有効な各省庁における物品の製造・販売、役務等に係る競争契約の参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）を有している者、若しくは、当機構から受注実績のある者であること。

(2) オープンカウンタ方式参加心得書に記載する内容を遵守する者であること。

(3) 見積書提出期限の日現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。

(4) 独立行政法人・高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。

(5) 見積書提出期限の日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間経過中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。

3. 仕様説明会の有無 無

4. 提出書類

(1) 見積書

見積書は任意の様式とし、必ず押印（社印または代表者印どちらでも可）のあるものであること。

以下の項目を必ず記載すること。

①調達件名

②見積提出の日付

③担当者名・連絡先

④税抜価格

なお、備考欄等に税込価格を記載し、見積書内もしくは別紙で内訳を詳細にすること。

(2) 誓約書

別紙様式に記入し、押印（社印または代表者印どちらでも可）すること。

(3) 全省庁統一資格の写し

5. 見積書提出期限及び提出場所

令和2年10月1日（木）午後3時

※見積書の日付は提出日

於 国立職業リハビリテーションセンター 管理課経理係に提出すること。

6. 見積書の開披日及び場所

令和2年10月2日（金）午後3時

於 国立職業リハビリテーションセンター管理課受付にて、閲覧方式により公表。

7. 契約書提出等の有無 無

8. 契約予定者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積したものを契約予定者として決定する。

9. 問い合わせ先

国立職業リハビリテーションセンター 管理課経理係

TEL 04-2995-1024 FAX 04-2995-1052

10. その他

当該公告に記載のない内容等については、仕様書に従うものとする。

誓 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

国立職業リハビリテーションセンター

契約担当役 所長 白石 肇 殿

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

⑩

オープンカウンタ番号：

件 名：

オープンカウンタに参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

記

- 1 弊社は本件仕様書及びオープンカウンタ心得書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 当誓約書の作成日現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規定」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。
- 5 当誓約書の作成日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3カ月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕拘留、書類送検、若しくは起訴されている者でないこと。